

災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方

平成23年 8月11日

山形県広域支援対策本部

1 基本的な考え方

災害廃棄物の本県への受け入れに当たっては、「県民の安全安心の確保」を図ることを目的に、以下の基本的な考え方により行うこととする。

- (1) 本考え方の災害廃棄物とは、東日本大震災により被災市町村で特に処理が必要となった一般廃棄物とする。
- (2) 福島県内の災害廃棄物は、当分の間、福島県内で処理することとされていることから、災害廃棄物の受け入れ元は福島県を除き宮城県及び岩手県とする。
- (3) 放射性物質に汚染された可能性がある災害廃棄物の処理基準が明確化されていないことから、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」(H23.6.23 環境省、以下「処理方針」という。)に準じて、焼却施設や最終処分場の周辺住民や作業者の安全を確保することを大前提とする。

2 災害廃棄物の処理に係る基本的事項

- (1) 受け入れする前に、被災地仮置場で災害廃棄物の放射性セシウム濃度(セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。)の測定が行われていること。
- (2) 周辺住民や作業者の受ける線量が1 mSv/年を超えないように管理すること。
- (3) 処理する者は、下記3もしくは4で測定した放射性セシウム濃度及び敷地境界等の空間放射線量率の測定結果を定期的に県に報告するとともに、異常値が認められた場合は直ちに県に報告し、必要な指示を受け、適切に処置すること。

3 災害廃棄物を埋立処分する場合

- (1) 受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、安全性を考慮し当面の間、4,000 Bq/kg以下(国の埋立基準の1/2)とすること。
- (2) 埋立に当たっては、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(H23.6.16 原子力災害対策本部)に準じて行うこと。
- (3) 処理する者は、最終処分場からの放流水の放射性セシウム濃度及び敷地境界での空間放射線量率の測定を行うこと。

4 災害廃棄物の焼却について

- (1) 災害廃棄物を焼却した場合、燃え殻やばいじんの放射性セシウム濃度は濃縮されるため、受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、焼却後の燃え殻やばいじんの埋立処分を考慮し、200 Bq/kg以下とすること。
- (2) 焼却施設は、バグフィルターなど十分な集じん能力を有すると認められる排ガス処理装置が設置されているものであること。
- (3) 焼却に伴って発生するばいじん及び燃え殻の処分は、「処理方針」により示された方法により行うこと。
- (4) 処理する者は、焼却処理に伴う燃え殻、ばいじん、排水等の放射性セシウム濃度及び敷地境界の空間放射線量率の測定を行うこと。
- (5) バイオマス発電など、災害廃棄物の燃料利用についても焼却に準じるものとする。

5 モニタリング

- (1) 県は、処理の安全性を確保するため、仮置場及び廃棄物処理施設の周辺住宅地において空間放射線量率を測定するなど、必要なモニタリング調査を行う。
- (2) 県は、モニタリングの結果をとりまとめ、定期的に公表する。
- (3) 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物を受け入れ、処理を行う場合は、市町村等が自ら必要な調査及びモニタリングを行うこと。

6 県外廃棄物の取扱い

災害廃棄物を除く県外廃棄物を処理する場合について、搬入する廃棄物が災害廃棄物と同様に放射性物質による汚染が懸念される場合は、2～4の取り扱いに準じることとする。ただし、県外廃棄物については排出地域を限定しない。

7 その他

災害廃棄物等の処理にあたっては、上記放射性物質に関すること以外は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」など現行法令等の規定を遵守するとともに、有害物質等が含まれるおそれがあるものについては産業廃棄物処理基準に準じて適切に処理するものとする。

災害廃棄物等の処理に係る放射線の測定に関する事項

1 災害廃棄物等を搬入する場合の災害廃棄物の放射性セシウム濃度の測定

災害廃棄物及び放射性物質による汚染のおそれのある一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という）を排出する市町村は、受入市町村と協議する前に災害廃棄物等の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行い、受入市町村への協議の際にその結果書の写しを提出するものとする。

また、継続的に搬入する場合には、2回目以降の測定は、当面の間、原則として1か月に1回実施し、受入市町村に報告すること。

なお、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示される場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

災害廃棄物の放射性セシウム濃度は測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取にあたっては日本工業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）等を準用するなど、あらかじめ市町村間で測定の頻度や試料採取方法などについて調整のうえ実施するものとする。

2 災害廃棄物を処理する場合の放射性セシウム濃度等の測定

処理する者は、最終処分場からの放流水、焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん、排水等について、放射性セシウム濃度を測定するものとする。

測定の頻度は、原則として放流水及び排水については1か月に1回、燃え殻及びばいじんについては搬出の都度とする。

なお、空間放射線量率が急に高くなった場合、処理する廃棄物の種類や性状に変更がある等の場合には、上記に関わらず速やかに放射性セシウム濃度を測定すること。

また、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向がみられる場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

空間放射線量率の測定は、当面の間、処理施設がある敷地出入り口付近において週1回以上測定するものとする。

3 測定方法等

測定方法は、放射性セシウム濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器等による方法とし、空間放射線量率の測定については、シンチレーションサーベイメータ等により行うことを基本とする。

また、検出下限値については、放射性セシウム濃度は20Bq/kg程度、空間放射線量率は0.01 μ Sv/h程度が確保できることが望ましい。

4 測定結果の報告等

(1) 受入市町村は、上記1により災害廃棄物等の排出する市町村から放射性セシウム濃度の測定結果の報告があった場合は、その都度、総合支庁環境課に報告すること。

総合支庁環境課は、~~処理する者~~から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告

受入市町村

すること。

- (2) 処理する者は、上記2により測定した結果について、毎月の結果をとりまとめ翌月10日まで処理施設がある地域の総合支庁環境課に報告すること。

総合支庁環境課は、処理する者から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

なお、上記2の測定により放射性セシウム濃度の基準を超えた場合若しくは敷地境界での空間放射線量率で $0.19\mu\text{Sv/h}$ を超える値が認められた場合には、前記にかかわらず直ちに循環型社会推進課に報告するものとする。

5 結果の公表等

県は、上記4の報告内容を公表する。

県外産業廃棄物の処理に係る放射線の測定に関する事項

1 県外産業廃棄物に係る事前協議

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という）の排出事業者は、搬入する産業廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果書の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書（以下「事前協議書」という。）に添付すること。

ただし、下記「2」の事項に該当する場合は、この限りでない。

県は、その結果により搬入の可否を判断するものとする。

また、継続的に搬入する場合には、2回目以降の測定は、当面の間、原則として1か月に1回実施すること。

なお、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示される場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

2 放射性セシウム濃度の測定を要しない産業廃棄物

- (1) 医療機関等の屋内から発生する感染性廃棄物等（ただし、当該廃棄物が建屋外で保管されるような場合は除く）
- (2) 屋内の事業場等から発生する産業廃棄物（ただし、次のものについては除く。①事業場内から発生する汚泥、②原材料等が容器等に梱包されることなく建屋外で保管されている場合、③製造工程の途中で建屋外での作業が行われる場合、④当該廃棄物が容器等で密閉されることなく建屋外で保管されるような場合）
- (3) その他、知事が認める場合

3 産業廃棄物を処理する場合の放射性セシウム濃度等の測定

処理する者は、最終処分場からの放流水、焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん、排水等について、放射性セシウム濃度を測定するものとする。

測定の頻度は、原則として放流水及び排水については1か月に1回、燃え殻及びばいじんについては搬出の都度とする。

なお、空間放射線量率が急に高くなった場合、処理する廃棄物の種類や性状に変更がある等の場合には、上記に関わらず速やかに放射性セシウム濃度を測定すること。

また、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向がみられる場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

空間放射線量率の測定は、当面の間、処理施設がある敷地出入り口付近において週1回以上測定するものとする。

4 測定方法等

測定方法は、放射性セシウム濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器等による方法とし、空間放射線量率の測定については、シンチレーションサーベイメータ等により行うことを基本とする。

また、検出下限値については、放射性セシウム濃度は20Bq/kg程度、空間放射線量率

は0.01 μ Sv/h程度が確保できることが望ましい。

5 試料のサンプリング方法

- (1) 産業廃棄物の放射性セシウム濃度は測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取にあたっては日本工業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）等を準用すること。
- (2) 建築物の解体等により発生する産業廃棄物で、解体前に測定する場合は、原則として測定に必要な量を屋根又は外壁等の建築物の表面5箇所からサンプリングすること。

6 測定結果の報告等

- (1) 排出事業者は、上記1の継続的に搬入することにより、2回目以降の測定が必要な場合は、測定の都度、事前協議書を提出した総合支庁環境課に測定結果書の写しを提出すること。

総合支庁環境課は、排出事業者から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

- (2) 処理する者は、上記3により測定した結果について、毎月の結果をとりまとめ翌月10日まで処理施設がある地域の総合支庁環境課に報告すること。

総合支庁環境課は、処理する者から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

なお、上記3の測定により放射性セシウム濃度の基準を超えた場合若しくは敷地境界での空間放射線量率で0.19 μ Sv/hを超える値が認められた場合には、前記にかかわらず直ちに県に報告するものとする。

7 結果の公表等

県は、上記6の報告内容を公表する。